

独立行政法人気象研究所法案

< 予算関連法律案 >

非公務員型独立行政法人のメリット

独立行政法人化

業務の一層の効率化

非公務員化

官民の人事交流の促進

「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)(抄)

気象庁5,958人について、定員管理による純減のほか、次のとおり、業務見直しにより192人の定員を純減する。

- 気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることにより174人を純減(略)

独立行政法人気象研究所の設立(H22.1.1)

目的

独立行政法人気象研究所は、気象業務に関する技術に係る試験、調査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うことにより、気象業務に関し、その健全な発達に資する技術の向上を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保及び産業の発展に寄与することを目的とする。

業務の範囲

気象業務を支える技術の研究、開発等を行うこと。
研究、開発等の成果を普及すること。
情報の収集、整理等を行うこと。

特に必要がある場合の気象庁長官の要求

気象庁長官は、災害の発生その他の事情により特に必要があると認めるときは、研究所に対し、必要な業務の実施を求めることができる。